

令和6年度ビジネス確立支援事業「Startup Promote+ SAGA」  
業務委託に係る企画提案競技（企画コンペ方式）募集要領

令和6年度に実施するビジネス確立支援事業「Startup Promote+ SAGA」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行う。

第1 委託業務の概要

別紙「令和6年度 ビジネス確立支援事業「Startup Promote+ SAGA」業務委託仕様書」のとおり。

第2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第3 委託契約額の上限

13,288千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第4 参加資格要件

企画提案競技（企画コンペ方式）に参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告の日から6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県内に事業所等を所有する者にあたっては、県税の滞納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積

- 極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 第5 提出書類等

### 1 提出する書類及び提出期限

(1) 参加資格審査関係書類 (各1部) 令和6年3月1日(金) 17時必着

- ① 参加申込書 (様式1)
- ② 誓約書 (様式2)

※誓約書は氏名の欄に契約、申請等の担当部署の責任者の氏名の自署を付記し、法人名、法人代表者の氏名、役職及びふりがなを記名とすること。また、契約、申請等の担当部署の責任者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面(名刺等)を添付すること。

③ 会社概要 (任意様式) ※法人の概要がわかるパンフレット等

(2) 企画関係書類 (PDF形式) 令和6年3月13日(水) 17時必着

① 企画提案書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。

ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

イ 盛り込むべき内容

別紙「令和6年度 ビジネス確立支援事業「Startup Promote+ SAGA」業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「第2 業務内容」に示す項目を参考に項目整理し、業務の具体的な内容やスケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項等をすべて盛り込んで作成すること。

なお、各業務内容のアウトプットやアウトカムとして、以下の成果が期待できる提案内容とすること。

- a 県内スタートアップ等に対する広報やデジタルマーケティングへの支援
  - ・ 3社程度の県内スタートアップ等に対し、当該スタートアップ等とともに各社のプロモーションやパブリシティ活動に必要な素材やストーリーの制作・開発を行うとともに、これらを活かした広報やデジタルマーケティングのノウハウの共有やアドバイスを行うこと。また、県内スタートアップの求めに応じてそれらが実施できるような体制を構築すること。
- b 県内スタートアップ等に対するコミュニケーションスキル習得支援
  - ・ 主にこれまで、「Startup Promote SAGA」に採択されたスタートアップ等を念頭に、2社程度の県内スタートアップ等に対し、模擬記者会見や模擬製品発表会などの実践的な場の提供を通じて、ステークホルダーに応じた適切なコミュニケーションスキルの習得支援を行うこと。

- c メディアを通じた県内スタートアップ等の事業の情報発信
  - ・ a及びbの県内スタートアップ等に対し、費用対効果が高くスタートアップ企業等に関心のある層に確実にリーチできるメディアを選定し、支援する県内スタートアップ等のうち3社について、1社につき1回以上情報発信を実施すること。
- d メディアを通じた県の事業の情報発信
  - ・ 県が行うスタートアップ支援等の事業や取組について、広くPRを行うため、全国に展開する費用対効果の高いメディアを選定し、記事広告による掲出を1回以上行う。
- e 県内スタートアップ等や県事業の情報を発信するWEBサイト運用及び掲載コンテンツの制作等
  - ・ 県内スタートアップ等や県が行う起業家向け支援事業の情報をタイムリーに発信するWEBサイトを運用・保守し、県内スタートアップ等へのインタビュー記事等を制作すること。

## ② 実施体制図

### ア 様式

任意様式とする

### イ 盛り込むべき内容

以下のとおり、本業務を履行する体制などについて記載すること。

- ・ 本業務に係る協力団体等の支援体制及び役割分担
- ・ 主な再委託先等

## ③ 見積書

### ア 様式

A4サイズで任意様式とする。

佐賀県産業労働部産業DX・スタートアップ推進グループ総括監宛てとし、企画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

### イ 盛り込むべき内容

見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

## ④ 業務実績書（様式3）

## 2 提出方法及び提出先

### (1) 提出方法

「第5 提出書類等」に示す書類のうち、「(1) 参加資格審査関係書類」は郵送又は持参（郵送の場合は提出期限までに必着とし、配送事故を防ぐため、配送記録が残る方法とすること）すること。また、「(2) 企画関係書類」はメールもしくは任意のファイル共有サービス（提出の翌営業日までに受け取り完了の返信がない場合は電話等で確認を行うこと）

### (2) 提出先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県産業労働部産業DX・スタートアップ推進グループ 担当者：大野

### 3 留意事項

- (1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 企画提案書の受領後、佐賀県産業労働部産業DX・スタートアップ推進グループが必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

## 第6 企画提案競技（企画コンペ方式）に係るスケジュールと内容

### 1 公募要領の公表

令和6年2月15日（木）に佐賀県のホームページで公表する。

### 2 書類の提出

「第5 提出書類等」のとおり。

### 3 参加資格の確認

「第5 提出書類等（1）」で提出された書類を審査のうえ、参加資格の適否を決定する。確認結果は令和6年3月8日（金）までに通知する。

### 4 企画提案競技（企画コンペ方式）の開催

#### (1) 委託先の選定

企画提案競技（企画コンペ方式）のプレゼンテーションを、令和6年3月25日（月）（予定）にWEB会議ツールにて実施する。プレゼンテーションの開始時間は参加者に別途通知する。なお、参加者の応募状況に応じて、提出された書類に基づいた審査のみに変更する場合がある。（審査方法は個別に連絡する。）

#### (2) 選定基準

- ・ 企画提案の審査は、別に定める基準に基づき審査する。
- ・ 4名の審査員が各100点満点で採点し、評価点の合計が65%以上の者のみを選定の対象とする。
- ・ 企画提案競技（企画コンペ方式）の参加者が1者のみの場合でも、その者が上記基準を満たしている場合にはその者を契約候補者とする。

#### (3) 結果通知日

令和6年3月28日（木）を予定

#### (4) 通知方法

審査結果は文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには、一切応じない。

## 第7 業務の委託契約

- (1) 企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

- (2) 最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案事業者として手続を行う。最優秀提案事業者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (3) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項の1号もしくは4号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 第8 契約の締結

令和6年4月1日（月）を予定。

## 第9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本募集要領「第4 参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を順守しない場合

## 第10 その他留意事項

- (1) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 企画提案競技（企画コンペ方式）に関する問合せは、質問票（様式4）に質問内容を記載し、令和6年2月22日（木）17時までに第11の電子メールアドレスへ送信すること。また、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (6) 令和6年2月定例県議会において、令和6年度佐賀県一般会計予算が議決されなかった場合にあつては、本業務の委託手続きについて中止の措置を行うものとする。  
なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。

## 第11 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

佐賀県産業労働部産業DX・スタートアップ推進グループ 担当者：大野  
所在地 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電 話 : 0952-25-7586

F A X : 0952-25-7270

メール : [innovation@pref.saga.lg.jp](mailto:innovation@pref.saga.lg.jp)